

現況測量業務委託特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、

都整市街委第4号

開発候補地基本構想作成に伴う現況測量委託

に適用する。

2 本特記仕様書は、茨城県測量作業共通仕様書、茨城県用地測量等共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）を補完する。

(目的)

第2条 本業務は、基準点測量、地形測量を行い、開発実現に向けた基礎資料作成を目的とする。

(履行場所)

第3条 履行場所は、茨城県土浦市中都町四丁目地内外の別添位置図のとおりとする。

(履行期間)

第4条 履行期間は、契約の翌日より150日間とする。

(業務内容)

第5条 この業務における業務内容は、別紙「工事数量総括（内訳）表」のとおりとする。

(使用する規程等)

第6条 この業務に使用する規程等は、本特記仕様書のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 本業務の委託契約書
- (2) 共通仕様書
- (3) 国土交通省公共測量作業規程

(貸与又は支給する物品及び資料等)

第7条 土浦市が貸与又は支給する物品及び資料等は、別紙1のとおりとする。

(打合せ協議)

第8条 この業務における打合せ協議は、第1回打合せ及び中間打合せ3回、成果品納入時の計5回とし、管理技術者が立ち会うこと。

2 打合せ事項は打合せ書にとりまとめ、その都度監督員に正副2部を提出するものとする。

(安全管理)

第9条 受託者は、現場での作業に際して、業務関係者のみならず、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、車道及び歩道等で作業を行う場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ交通整理員を配置すること。

2 現場作業中の安全を確保するため、作業従事者に安全用具（ヘルメット、安全靴等）を携帯又は着用させること。

3 現場作業中は、必要に応じ表示板等を設置すること。

(身分証明書の携帯等)

第10条 受託者は、作業の実施にあたり、国、公有又は私有の土地に立ち入る場合には、共通

仕様書第13条第1項に基づき、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項の身分証明書は発注者が発行する。

(立ち入りの同意等)

第11条 受託者は、共通仕様書第15条第1項に基づき、測量等の着手に先立ち、調査区域の土地等を占有する権利者から、測量等のため当該土地等に立ち入ることについて、あらかじめ同意を得なければならない。

2 受託者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立ち入りの日時を、同意が得られないものにあつては理由を付して、その旨を速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

(障害物の伐除)

第12条 受託者は、障害物を伐採しなければ測量等が困難と認められるときは、共通仕様書第16条第1項に基づき、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

2 受託者は、前項の監督員の指示により障害物の伐除を行うときは、あらかじめ所有者の承諾を得て行わなければならない。

3 受託者は、第1項の監督員の指示により障害物の伐除を行ったときは、共通仕様書第16条第2項に基づき、障害物伐除報告書を作成し、速やかに監督員に提出しなければならない。

4 障害物の伐除において生じた損失等は、あらかじめ発注者が認めたものを除き受託者が負担する。

(土地等の一時使用)

第13条 受託者は、作業の実施にあたり、土地若しくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得て行うものとする。

2 前項において生じた損失等は、あらかじめ発注者が認めたものを除き受託者が負担するものとする。

(納入する成果品等)

第14条 納入する成果品等は、別紙2（又は共通仕様書）のとおりとする。

(電子納品対象業務)

第15条 本業務は、電子納品の対象業務とする。

2 実施内容は以下のとおりとする。

(1) 電子納品（電子情報交換）

受発注者間の協議関係書類の通知及び提出を、適宜従来様式に基づく書類に代えて電子メールにより行う。

(2) 電子納品（成果品の電子化）

成果品について、電子媒体等で納品する。

3 電子納品の対象とする成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」及び「測量成果電子納品要領（案）」に基づくこととする。なお、対象に写真帳、CAD図面を含む場合には、それぞれ「デジタル写真管理情報基準（案）」、「CAD製図基準（案）」に基づき作成することとする。

4 成果品の提出は、電子媒体CD-R2部、製本1部とする。ただし、受発注者による協議のうえ、電子化しないこととした成果品の提出については、製本3部とする。

5 受託者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。

6 納品物については、公共事業の円滑な執行を目的に、関係者（他の工事業者やコンサルタント等）に貸与することがある。

7 その他、電子納品に関する詳細な取り扱いについては、受発注者による協議のうえ、発注者の指示に従うこと。

（成果品等の手直し）

第 16 条 受託者は、業務完了後に受託者の過失、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、監督員の指示により、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

（その他）

第 17 条 図面等の成果品を他の図面等と合成する必要があるため、受注者はそれを考慮して業務を遂行すること。

第 18 条 業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

第 19 条 調査範囲の選定及び関係機関との打合せ協議については、監督員と協議し、その指示に従うこと。

第 20 条 本業務における土地及び建物登記簿については、該当する地番等の一覧表を作成し、発注者が公用取得した登記簿謄本を基に図面等に転記すること。
登記簿調査範囲については、監督員と協議し、その指示に従うこと。

貸与又は支給する物品及び資料等

1. 支給物品

品 名	数 量	摘 要

2. 貸与資料

品 名	数 量	摘 要

3. 支給資料

品 名	数 量	摘 要

納入する成果品等

1. 納入する成果品

品 名	数 量	摘 要
成果品（製本）	1 部	
電子媒体	2 枚	C D - R
境界立会証明書	1 式	

※成果品詳細は茨城県用地測量特記仕様書に記載される成果品一覧を参照

2. 提出する記録及び資料

品 名	数 量	摘 要